



つなぐをつくる、つなぐをささえる。

AsahiNet

開催日時 2023年6月28日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 東京国際フォーラム
ホールD5
東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

株式会社 朝日ネット

証券コード：3834

第 **33** 回
定時株主総会
招集ご通知

企業理念

交流と創造

コーポレートメッセージ

つなぐをつくる、つなぐをささえる。

私たちの使命は、情報技術を活用し、人と人との交流の価値を高めること。

そして社会の発展に貢献することです。

これからもお客様に必要とされ、信頼されるコミュニケーションを創造し、
新たな価値を提供し続けてまいります。

新しいコミュニケーションの形をつくり続けること、
そしてそれをしっかりとささえ続けること。

私たちはどちらも大切だと考えています。

目次

第33回定時株主総会招集ご通知	— 5
株主総会参考書類	— 9
事業報告	— 14
計算書類	— 35
監査報告	— 44
[ご参考] 来期の計画	— 48

株主の皆様へ

共通の善を追い求めて

平素は格別のご支援、お引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当社は創業以来33年連続の黒字を達成し、収益性の高い安定した経営を行っております。

ISP「ASAHIネット」では光コラボレーションモデルを活用した「AsahiNet 光」の拡販や法人向けソリューションサービスの拡充を図っており、インターネット接続契約数は順調に増加しております。

VNE「v6 コネクト」については電気通信事業者との協業関係を深め、取り扱い通信量が増加しており、業績への貢献が進んでまいりました。

教育支援サービス「manaba」は大学の多様な学びを支えるサービスとして文部科学省が大学に求める「教育の質保証」を実現するためのサービス拡充を進めております。

引き続き「ASAHIネット」「v6 コネクト」「manaba」を主たる事業領域と定め、それぞれポイントを絞った収益拡大策を推進してまいります。

当社はインフラ事業の担い手として企業が社会的な存在であることを自覚し、常に社会にとっての善とは何かを考えながら今後も持続的な成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

株式会社朝日ネット
代表取締役 社長執行役員

土方 次郎



▶ 朝日ネット ハイライト

1. 2023年3月期 業績

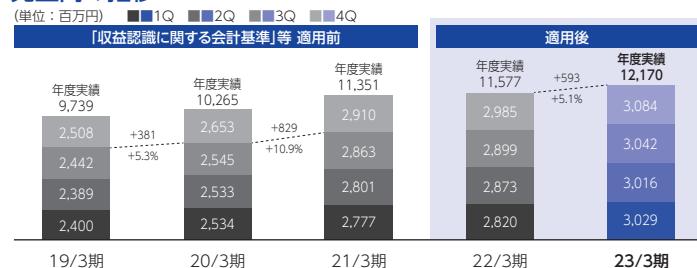
売上高

- 売上高は12,170百万円。前年同期比5.1%の増収
- 2013年3月期から11年連続で過去最高の売上高を更新
- ISP「ASAHIネット」、VNE「v6 コネクト」の取り扱い通信量の増加により増収

営業利益

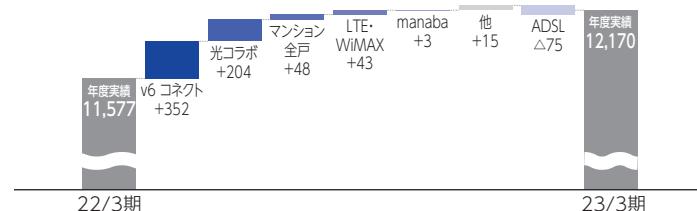
- 営業利益は1,841百万円。前年同期比0.4%の増益
- 売上原価は売上増収にともなう回線仕入の増加、通信サービスの品質を維持するための通信費や減価償却費の増加、メールサービスのリニューアルによるソフトウェア費と減価償却費の増加
- 販売費及び一般管理費はISP「ASAHIネット」の個人または法人会員を獲得するための販売促進費や広告宣伝費が減少。ISP「ASAHIネット」の会員獲得施策は増加

売上高の推移

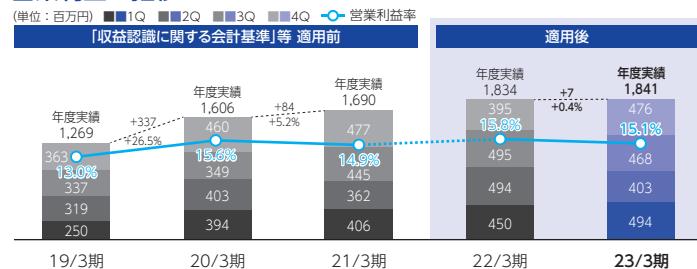


売上高 前期比差異

(単位：百万円)



営業利益の推移



2. 事業の状況

ISP 「ASAHIネット」

- FTTH接続サービスの契約数は前年同期比7千ID増の455千ID。大口の法人受注が増加
- モバイル接続サービスの契約数は前年同期比0千ID増の47千ID。LTEと固定IPアドレスを組み合わせたIoT利用が増加。WiMAXは5G対応サービスを開始
- 退会率は引き続き低い水準を維持

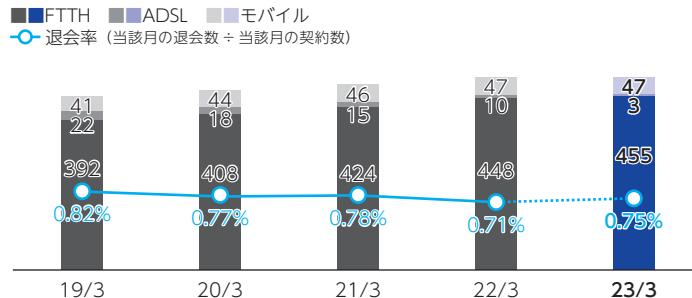
VNE 「v6 コネクト」

- 「v6 コネクト」の売上高は前年同期比25.5%増の1,735百万円。提携事業者との取り扱い通信量が売上を牽引
- 提携事業者数は1社増加の累計12社

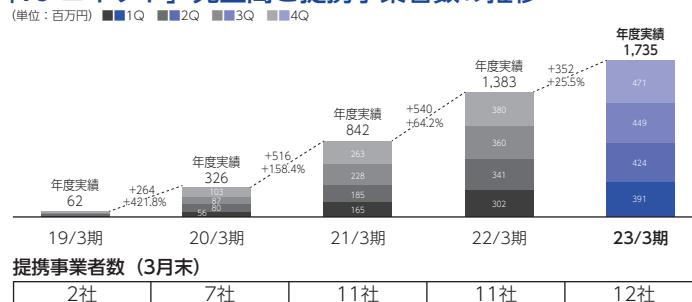
教育支援サービス 「manaba」

- 「manaba」の契約ID数は前年同期末比7千ID減の818千ID
- 全学導入校数は100大学
- 授業が対面からオンラインへ大きく変化、教育DX化を進めるために新たな価値の提供が必要

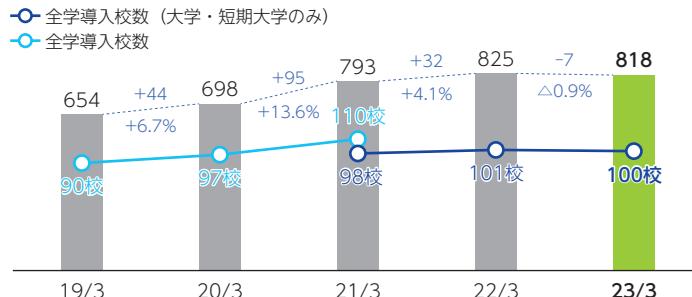
「ASAHIネット」インターネット接続契約数の状況 (単位：千ID)



「v6 コネクト」売上高と提携事業者数の推移



「manaba」契約ID数の状況 (単位：千ID)



第33回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://asahi-net.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、「株主・投資家情報」より「株主・株式情報」「株主総会」を順にご選択いただき、ご確認ください。）

また、電子時提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「朝日ネット」または「コード」に当社証券コード「3834」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

株主の皆様におかれましては、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使いただくこともできますので、是非とも事前の議決権行使にご理解とご協力のほど、お願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月27日（火）午後6時までには到着するようにご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

後記の「インターネットによる議決権行使について」をご高覧のうえ、2023年6月27日（火）午後6時まで議決権をご行使ください。

敬具

記

1 日 時	2023年6月28日 (水曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時)
2 場 所	東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 東京国際フォーラム ホールD5 (末尾の株主総会 会場ご案内図をご参照ください。)
3 会議の目的事項	報告事項 第33期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 3 名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	7頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- 書面 (郵送) または電磁的方法 (インターネット) により議決権を行使いただくこともできますので、是非とも事前の議決権行使にご理解とご協力のほど、お願い申し上げます。
- 書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

当社ウェブサイト (<https://asahi-net.co.jp/>)

議決権行使についてのご案内

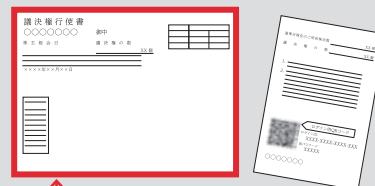
議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会に当日ご出席いただけない方



書面による議決権行使

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。（下記の行使期限までに到着するようご返送ください。）



こちらを切り取って
ご返送ください。

行使期限 2023年6月27日（火曜日）午後6時到着分まで

行使期限後に到着する議決権行使書が多数あります。郵送の場合は、お早めにご投函ください。



インターネットによる議決権行使

議決権行使書用紙をご用意いただき、次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご参照のうえ、ご行使ください。

行使期限 2023年6月27日（火曜日）午後6時入力完了分まで

株主総会に当日ご出席いただける方



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）



インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※操作画面はイメージです。

- ※ 午前2時から午前5時までは、議決権行使ウェブサイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使でパソコン、スマートフォンまたは携帯電話の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

（通話料無料）

受付時間 9：00～21：00

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第33期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき11.5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は322,080,661円となります。

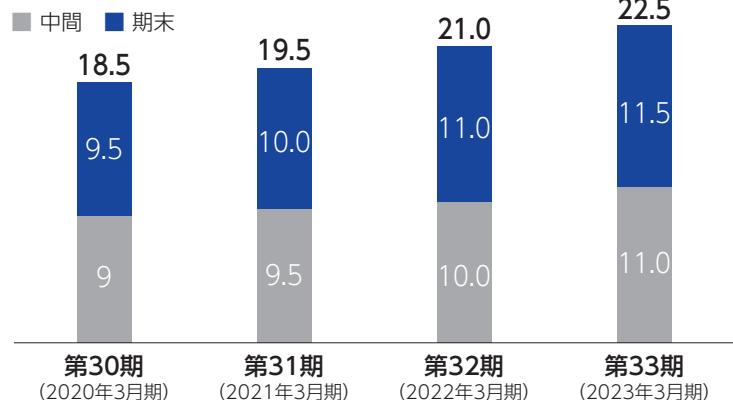
(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、普通株式1株につき22円50銭となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日といたしたいと存じます。

<ご参考>

配当金の推移



株主還元方針

当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役会の規模並びに取締役候補者の選任にあたりましては、現時点で最適な人員構成となること、経営をリードするために必要なスキル・経験を兼ね備え、当社の事業発展に貢献できる人材を基本とすることを前提とし、代表取締役が提案し、取締役会で協議のうえで決定しております。

番号	候補者氏名		現在の当社における地位	取締役会出席状況	在任年数
1	土方 次郎 <small>ひじ かた じ ろう</small>	再任	代表取締役 社長執行役員	19回／19回	15年
2	溝上 聡司 <small>みぞ かみ さと し</small>	再任	取締役 上席執行役員	19回／19回	17年
3	八尾 紀子 <small>や お のり こ</small>	再任 社外 独立	社外取締役	19回／19回	4年



1 ひじかた じろう 土方 次郎

再任

(1971年1月16日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年10月 当社入社	2008年6月 同社退社
2001年5月 当社代表取締役専務	2008年6月 当社取締役副社長
2002年5月 当社代表取締役社長	2013年5月 当社代表取締役社長（現任）
2004年5月 当社代表取締役社長退任	2016年6月 当社執行役員
2004年9月 東日本電信電話 株式会社入社	2022年6月 当社社長執行役員（現任）

選任理由

土方次郎氏は、長年にわたり当社の経営に携わり、当社の業務・経営全般を熟知しております。また2008年6月から15年間当社取締役として企業経営に従事し、2013年5月からは代表取締役社長に就任しております。職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役候補者としております。

取締役会への出席状況

100% (19/19)

所有する当社の株式数

280,100株



2 みぞかみ さとし 溝上 聡司

再任

(1964年12月22日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年7月 当社入社
 2006年4月 当社営業本部長
 2006年6月 当社取締役（現任）
 2016年6月 当社執行役員
 2022年6月 当社上席執行役員（現任）
 （サービス企画室、経営管理部、リスクマネジメント対策室、人材開発室担当）

選任理由

溝上聡司氏は、長年にわたり当社の経営に携わり、当社の業務・経営全般を熟知しております。また2006年6月から17年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役候補者としております。

取締役会への出席状況

100% (19/19)

所有する当社の株式数

92,000株



3 や お の り こ 八尾 紀子

再任

社外

独立

(1967年8月27日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年 4月	最高裁判所司法研修所入所	2014年10月	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構社外監査役
1995年 4月	弁護士登録	2015年11月	株式会社明光ネットワークジャパン社外取締役
2001年 9月	ポール・ヘイスティングス・ジャンフスキー&ウォルカー法律事務所入所	2016年 6月	サトーホールディングス株式会社社外監査役(現任)
2002年10月	米国ニューヨーク州弁護士資格取得	2019年 6月	当社社外取締役(現任)
2002年10月	太陽法律事務所(現ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業)入所	2021年 6月	日揮ホールディングス株式会社社外取締役(現任)
2008年 1月	TMI総合法律事務所パートナー(現任)		

選任理由及び期待する役割

八尾紀子氏は、弁護士としての経験・見識が豊富であり、当社の論理にとらわれず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で独立性をもった経営の監視を期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

取締役会への出席状況

100% (19/19)

所有する当社の株式数

一 株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準に従い独立社外取締役を選任しております。八尾紀子氏は、同基準を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 当社は、八尾紀子氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、当社定款第31条第2項に定めた法令が規定する最低責任限度額となります。
4. 当社は、取締役を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。また、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

<ご参考> 本株主総会後の取締役の構成

取締役のスキルについての考え方

1. 当社の取締役会は、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督します。取締役会がその役割を適切に果たすためには、当社の事業内容、事業展開、統治構造等を踏まえ、取締役会全体として必要なスキルが備わっていることが必要です。また、必要とされるスキルは、事業環境の変化に伴い変化します。
2. 当社において重要な業務執行の決定や監督を適切に行うためには、まずは、ビジネスを深く理解していること、すなわち、電気通信事業に精通していること（「業界経験」）が求められます。また、当社の事業の特徴であるストックビジネスに携わる上で一般的に求められるベースとなるスキルとして「財務会計」、「法務」が必要となります。さらに、技術革新が目覚ましく、事業変革において通信インフラ構築・運用、通信技術への造詣（「テクノロジー」）が必須とされる昨今、このスキルの重要性はますます高まっています。また、これまでに経験をしたことがない環境において競合他社や世の中の動向を見極め、最適な判断や意思決定が必要な昨今、高い視点と広い視野に基づく多様な「企業経営」に係る知見は非常に重要です。
3. マトリクスは各人が有するすべての経験またはスキルを表すものではなく、各人の経験・知見等を踏まえて特に専門性を発揮することを会社として期待するもの最大3つに○印をつけております。

氏名	当社における地位	当社が特に期待する分野（最大3つ）				
		企業経営	法務	財務会計	テクノロジー	業界経験
土方 次郎	代表取締役 社長執行役員	○			○	○
溝上 聡司	取締役 上席執行役員	○		○		○
八尾 紀子	社外取締役		○	○		
吉田 望	社外取締役（常勤監査等委員）	○		○		○
古賀 哲夫	社外取締役（監査等委員）	○			○	○
樋口 一磨	社外取締役（監査等委員）		○	○		

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）におけるわが国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の影響が小さくなり経済活動が緩やかに戻りつつあります。一方で、半導体不足によるサプライチェーンの混乱による供給制約やエネルギー価格の上昇など将来に向けた不確実性は引き続き増加しております。当社が事業を展開する通信事業においては、従来からのテレワーク需要や企業のデジタル化（DX）への取り組みによる生産性向上や業務効率化に向けた情報通信への先行投資は継続して拡大すると捉えております。このような状況下において、当社は社会的なインフラであるインターネット接続事業者として安定した通信環境とお客様に満足いただけるサービスの提供を維持し続けるための行動に努めております。

▶ 業界の動向

ISP（インターネット・サービス・プロバイダ）業界においては、2022年12月末のFTTH（光ファイバー）の利用者数は前年同期比136万契約増（3.7%増）の3,779万契約となり増加しております。また、FTTH契約数のうちNTT東西の卸電気通信役務（サービス卸）を利用して提供される契約数は1,674万契約となっておりFTTH全体契約数に占める割合は前年同期比±0%の44.3%となりました。

MVNOサービスの利用者は、前年同期比229万契約増（8.7%増）の2,875万契約となりました。そのうち高速モバイル通信やIoT（Internet of Things）及びM2M（Machine to Machine）に利用されるSIMカード型の契約者数は前年同期比10万契約増（0.7%増）の1,526万契約となりました。eSIM（イー・シム）を含む通信モジュールの契約者数は前年同期比160万契約増（18.9%増）の1,009万契約となりました。

1契約あたりのダウンロードトラフィックは、総務省が2023年2月に公開した集計結果では、固定系ブロードバンド契約者1契約あたりのダウンロードトラフィックが前年同月比115kbps増（21.2%増）の658.2kbps、1カ月当たりのダウンロードトラフィックは約206GBとなりました。

2023年3月期はテレワークの常態化、クラウドサービスの利用拡大、オンラインゲームや動画配信サービスの契約者数増加など引き続きトラフィックは増加傾向にあります。トラフィック増加に起因する通信速度及び通信品質の低下はISP業界に留まらず通信業界全体での課題となっております。デジタル社会の基盤となる通信インフラの重要性が高まっており、より安定したインターネット通信環境が求められています。

▶ インターネット接続サービスの状況

ASAHIネット

2023年3月期のインターネット接続サービスの売上高は前年同期比596百万円増（6.0%増）の10,601百万円となりました。

ISP「ASAHIネット」においては、FTTH接続サービスの2023年3月末の契約数は前年同期末比7千ID増（1.5%増）の455千IDとなりました。FTTH接続サービスにおいては、光コラボレーションモデルの「AsahiNet 光」や提供エリアが拡大している10Gbpsのフレッツ 光クロスに加え、NTT東西と提携した「マンション全戸加入プラン」の受注が増加しております。一方で、電力会社や他キャリアなどフレッツ光以外のFTTH接続サービスと比較検討されるなど競争環境により純増数が鈍化傾向にあります。

モバイル接続サービスの2023年3月末の契約数は前年同期末比0千ID増（0.7%増）の47千IDとなりました。モバイル接続サービスはSIMカード型で従量制のLTEとモバイルWiFiルーター型で定額制のWiMAXを提供しております。利用場所に設置している機器に対してインターネット経由でアクセスするIoT利用を実現するために、LTEと固定IPアドレスオプションを組み合わせた法人契約が増加しております。WiMAXは2023年3月期から5G対応サービスを開始しております。

ADSL接続サービスの2023年3月末の契約数は前年同期末比6千ID減（66.0%減）の3千IDとなりました。昨年サービス終了した「新超割ADSL」に加え、NTT東西のフレッツADSLにおける提供エリアが縮小する影響に伴い契約数が減少となりました。

第三者機関の調査により利用者満足度の高いインターネット通信サービスを選定する「RBB TODAY ブロードバンドアワード2022」においてプロバイダ部門総合の部で9年連続の最優秀賞を受賞したことに続き、「RBB TODAY テレワークアワード 2023」でもプロバイダ部門総合満足度1位を3年連続で受賞しました。当社が対処すべき課題として掲げる「増加する費用を抑え、利益が出せる構造を維持すること」「お客様に満足いただける品質のサービスを今後も提供し続けること」の両面を評価いただけたと捉えております。

以上の結果、2023年3月期の「ASAHIネット」の売上高は前年同期比244百万円増（2.8%増）の8,865百万円となりました。

v6 コネクト

VNE「v6 コネクト」の2023年3月末の提携事業者数は12社となりました。前年同期末比1社の増加となります。その結果、2023年3月期の「v6 コネクト」の売上高は前年同期比352百万円増（25.5%増）の1,735百万円となりました。「v6 コネクト」はVNO事業者（電気通信事業者）に対してNTT東西が提供するフレッツ光を使ったIPoE方式によるIPv6インターネット接続を卸提供するサービスです。当社は主として基本料及びVNO事業者が利用したトラフィックに応じた従量課金額を売上として計上します。売上高の増収要因は主に2点から構成されます。1点目は提携事業者が取り扱うフレッツ光の回線数増加です。2点目は1回線当たりのトラフィック増加です。2023年3月期の売上高は、インターネット上で中継されたスポーツイベントの配信やオンラインゲームのアップデート等による1回線当たりのトラフィック増加が大きく寄与しております。

▶ 教育支援サービスの状況

教育支援サービス「manaba（マナバ）」の2023年3月末の契約ID数は前年同期末比7千ID減（0.9%減）の818千IDとなりました。全学導入校数は前年同期末比1校減（1.0%減）の100大学となりました。東京情報デザイン専門職大学などが利用開始しましたが、2023年3月期の第1四半期に2大学が契約終了となったことにより契約ID数は減少しました。売上高は前年同期比2百万円増（0.4%増）の766百万円となりました。

▶ 収益の状況

売上高は、ISP「ASAHIネット」、VNE「v6 コネクト」が増収したことにより11年連続で過去最高の売上高を更新しました。

ISP「ASAHIネット」は、NTT東西の光コラボレーションモデルを活用した「AsahiNet 光」の契約数が法人顧客からの受注により増加したことで増収となりました。VNE「v6 コネクト」は、提携事業者との取り扱い通信量の増加により増収となりました。

売上原価は、「AsahiNet光」等の契約数増加に伴う回線仕入や、NTT東西との相互接続するIPv6ネットワークの契約による通信費及び通信品質を維持するための設備投資に伴う減価償却費に加え、当第2四半期にメールサービスをリリースしたことに伴う売上原価と減価償却費が増加しております。

以上の結果、2023年3月期の売上高は12,170百万円（前年同期比593百万円増、5.1%増）、営業利益は1,841百万円（同7百万円増、0.4%増）、経常利益は1,846百万円（同7百万円増、0.4%増）、当期純利益は1,285百万円（同30百万円増、2.4%増）となりました。

2023年3月期は特別利益として投資有価証券売却益474百万円を計上しております。特別損失としてNTT東西に支払う通信設備除却費用負担金66百万円、固定資産除却損22百万円、減損損失372百万円を計上しております。減損損失については、契約管理や他キャリアとのデータ連携など業務システムの更改を進めておりましたが、当期末時点で一部の計画の再策定が必要であることが判明しました。既に計上済の一部の資産について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき将来の回収可能性を検討した結果、減損損失として372百万円を計上することとなりました。

▶ 2023年3月期 決算ハイライト

(単位：百万円)

	22/3期実績	23/3期実績	増減額	増減率
売上高	11,577	12,170	593	5.1 % 
営業利益	1,834	1,841	7	0.4 % 
経常利益	1,839	1,846	7	0.4 % 
当期純利益	1,255	1,285	30	2.4 % 

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は1,055百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

ネットワーク及びサーバー機器	415百万円
基幹業務及び教育支援システム	635百万円

③ 資金調達の状況

当事業年度における設備投資等は、すべて自己資金で賄っております。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第30期	第31期	第32期	第33期 (当期)
	(2019年 4月 1日から 2020年 3月31日まで)	(2020年 4月 1日から 2021年 3月31日まで)	(2021年 4月 1日から 2022年 3月31日まで)	(2022年 4月 1日から 2023年 3月31日まで)
売上高(百万円)	10,265	11,351	11,577	12,170
経常利益(百万円)	1,647	1,786	1,839	1,846
当期純利益(百万円)	1,150	1,301	1,255	1,285
1株当たり当期純利益(円)	40.92	46.67	44.92	45.92
総資産(百万円)	11,094	12,814	12,940	13,660
純資産(百万円)	9,704	10,930	11,281	11,961
1株当たり純資産額(円)	348.35	391.64	403.48	427.08

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第32期の期首から適用しており、第32期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 対処すべき課題

① お客様に満足いただける品質のサービス維持と通信コストの抑制

インターネットにおけるトラフィックは、総務省が公開した2023年2月に公開した集計結果によると固定系ブロードバンド契約者1契約当たりのダウンロードトラフィックは前年同期比115kbps増(21.2%増)の658.2kbps、1ヵ月当たり206GBとなり増加傾向にあります。

当社はNTT東西のフレッツ網(NGN)と直接接続し、シンプルにインターネット接続ができるネイティブ方式でのIPv6接続サービスを「ASAHIネット」会員向けに提供することにより、トラフィックが増加する中でも高い品質を維持し続けております。第三者機関による顧客満足度評価においては9年連続第1位の評価をいただいております。売上に対する通信原価においては売上原価率を維持することができております。

今後もお客様に対して満足いただけるサービスの提供と利益の増大を図ってまいります。

② ISP「ASAHIネット」会員の獲得

「ASAHIネット」会員数を増加させるためには、当社を利用する新規会員の増加を図ることが課題です。

FTTH接続サービスにおいては、新規回線敷設または他ISPから当社への乗換を希望する会員に対して効率的な販促施策を行なってまいります。引き続き当社への入会チャネルの強化や法人向け施策など顧客満足度の高い「ASAHIネット」の認知度を向上させることで会員数増加を目指します。特に、NTT東西の光コラボレーションモデルを活用したサービスとしてアクセス回線とISPサービスをセットにした「AsahiNet 光」や「ASAHIネットドコモ光」、NTT東西と協力して提供している「ASAHIネット マンション全戸加入プラン」においては、より一層の品質向上が実現できるサービスとして注力をして施策を行います。

モバイル接続サービスにおいては、コンピュータなどの情報・通信機器だけではなく、世の中に存在する様々なモノに通信機能をもたせるIoTやM2Mの市場規模が引き続き増加しており、当社ではこれらの需要に対して先進的なサービスを提供し、お客様の利便性をさらに高めていくことが重要だと考えております。また、在宅勤務等のテレワーク拡大など今後も需要が継続すると考えております。

当社の収益構造は会員からのインターネット接続料収入を基礎としているため会員獲得の増加が収益基盤の向上につながります。

③ 「v6 コネクト」の拡販

当社はNTT東西のフレッツ網（NGN）と直接接続し、シンプルにインターネット接続が出来るネイティブ方式でのIPv6接続サービスを「v6 コネクト」として他電気通信事業者へローミング提供をしております。

2023年3月末の累計提携事業者数は12社、売上高は1,735百万円となりました。「v6 コネクト」を利用する顧客は集合住宅向け事業者やISP事業者などの電気通信事業者を想定しており、今後は新たな事業領域を開拓する取り組みを進めております。通信トラフィックが継続的に増加する状況下において、電気通信事業者は自社事業を継続するためのサービス品質維持と必要な費用の均衡を保ちたいという需要や、IPv6接続サービスを活用して自社サービスや顧客サポートを作り上げることでビジネス領域や規模の拡大を目指したいという需要に対して「v6 コネクト」の付加価値を高めたサービス開発を行なってまいります。

「v6 コネクト」の売上高は、主として基本料金及び従量料金をそれぞれ算定してサービス利用料を定めております。このうち従量料金は利用帯域において「95%タイル値」（※）として測定された最大通信量と基準通信量とを比較衡量して算定されます。最大通信量の測定及び最大通信量に基づいた従量料金の算定には複雑性が伴うため、「v6 コネクト」のサービス利用料が正しく行われず請求機会の逸失や遅れが発生する場合があります。

（※）「95%タイル値」とは、月初から月末までの通信量を当社が定めた一定時間間隔で分割して測定し、分割した各通信量を昇順で並べ替え上位から95%に位置する一意の値を算定するものです。

④ 教育支援サービス「manaba」の拡販

主に大学などの教育機関に提供している教育支援サービス「manaba」につきましても、今後も教育現場のニーズを取り込み、教育の質を高めるイノベーションに貢献するためのサービス開発を進めてまいります。

2023年3月期における大学の状況は、文部科学省が進める教育のDX化が後押しされたことでmanabaが得意とするラーニング・マネジメント・サービスやポートフォリオは新たな価値を求められております。このような状況において、引き続き「教育の質保証」を実現するために必要なサービスの提供を強化してまいります。

⑤ ブランドの構築と顧客満足度の維持、向上

2023年3月期のISP「ASAHIネット」の平均退会率は0.75%となりました。退会率は同業他社と比較し、低い水準を維持しております。今後も退会を抑止し、更に競合各社からの乗り換えを促進していくことが重要であると認識しております。そのためには、質の高い会員サービスと安定した接続環境を提供していくことによって、信頼できるブランドを構築し、顧客満足度の維持・向上に努めることを重要な課題としております。

⑥ 情報セキュリティへの取り組み

当社は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格であるISO/IEC27000:2013を取得しております。ISMS関連規則等を遵守し、当社が保有する個人情報及び情報資産を適切に管理・運用すると共に、社内での継続的な取り組みを推進してまいります。また、一般社団法人日本情報経済社会推進協会より、個人情報の適切な取り扱いを行う事業者が付与されるプライバシーマークを取得しているほか、インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会が発行する「安全・安心マーク」使用許諾を得ております。今後も継続的に情報セキュリティや個人情報保護の認識を徹底させる教育を行い、適切な情報管理を行う管理体制を維持・強化していきます。

(4) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

インターネット接続サービス及び関連サービスの提供

(5) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

本社 東京都中央区

(6) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
192名	1名減	39.7歳	8.5年

(注) 上記には、臨時社員（パートタイマー）3名（8時間換算）は含まれておりません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 119,340,000株
- ② 発行済株式の総数 32,000,000株
- ③ 株主数 15,371名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,870,500株	10.25%
杉山 裕一	2,546,000	9.09
株式会社朝日新聞社	2,217,000	7.92
株式会社 I W A S A K I	1,690,000	6.03
島戸 一臣	959,000	3.42
岩崎 慎一	956,000	3.41
東日本電信電話株式会社	950,000	3.39
梅村 守	947,000	3.38
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	795,900	2.84
J.P.MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A.381572	691,400	2.47

- (注) 1. 当社は自己株式3,992,986株を所有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2018年6月27日開催の第28回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。監査等委員会設置会社への移行に伴い、2022年6月28日開催の第32回定時株主総会において、これと同内容で、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度が決議されております。これを受け、2022年6月28日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月20日付で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）2名に対し自己株式28,000株の処分を行っております。

⑦ その他株式に関する重要な事項

当社は2023年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- イ. 取得対象株式の種類 当社普通株式
- ロ. 取得した株式の総数 330,000株
- ハ. 取得価額 195百万円
- ニ. 取得日 2023年5月11日

取得理由 資本効率の向上を図り、株主還元を充実させるとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため自己株式を取得するものです。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況

(2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	土方次郎	社長執行役員
取締役	溝上聡司	上席執行役員 (サービス企画室、経営管理部、 リスクマネジメント対策室、人材開発室担当)
取締役	八尾紀子	TMI総合法律事務所 パートナー サトーホールディングス株式会社 社外監査役 日揮ホールディングス株式会社 社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	吉田望	トランス・コスモス株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	古賀哲夫	株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス 社外取締役 トレンドマイクロ株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	樋口一磨	弁護士法人樋口国際法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 取締役八尾紀子氏、吉田望氏、古賀哲夫氏及び樋口一磨氏は、いずれも社外取締役 (独立役員) であります。
 2. 当社は監査の実効性を確保するため、監査等委員である吉田望氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 3. 吉田望氏、樋口一磨氏は会社経営者としての経験を通じて財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 樋口一磨氏は、弁護士の資格を有しており、法的事項に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役4名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。

上記責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとします。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	103 (7)	86 (7)	16 -	4 (2)
取締役(監査等委員である取締役) (うち社外取締役)	21 (21)	21 (21)	- -	3 (3)
監査役 (うち社外監査役)	7 (7)	7 (7)	- -	3 (3)
合計 (うち社外役員)	132 (36)	115 (36)	16 -	10 (8)

ロ. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「二. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑥当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

ハ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2022年6月28日開催の第32回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）と決議されております。また、金銭報酬とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権は、年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち社外取締役1名）であります。

監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬額は、2022年6月28日開催の第32回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）であります。

監査役の報酬限度額は、1998年5月27日開催の第8回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会の終結時点の監査役の数は2名（うち社外監査役2名）であります。

二. 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、また、2022年6月28日開催の第32回定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、同日開催の取締役会において同方針の改定を行っております。

改定後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主の皆様との一層の価値共有を進める報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、付与対象取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとする。

原則として毎年、当社と付与対象取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)との間で譲渡制限付株式割当契約を締結したうえで、役位に応じて決定された数の当社普通株式を交付する。株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、本株式の払込期日から30年までの間で当社の取締役会において予め定めた期間とする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社はストック型ビジネスのため、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の貢献が業績に反映されるのに長期間要することから、業績連動報酬は採用しない。

取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して取締役会で決定する。

なお、報酬等の種類ごとの比率のおおよその目安は、基本報酬：非金銭報酬等＝8：2とする。

e. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業績評価及び役割等を考慮した上で各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬の額及び各取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の株式報酬の額を決定する。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断する。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役 社長執行役員土方次郎がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の業績評価及び役割等を考慮した上で各取締役の基本報酬の額及び各取締役の株式報酬の額を決定いたします。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前にと取締役会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	関係
取締役	八尾紀子	TMI総合法律事務所 サトーホールディングス株式会社 日揮ホールディングス株式会社	パートナー 社外監査役 社外取締役	—
取締役 (常勤監査等委員)	吉田望	トランス・コスモス株式会社	社外取締役 (監査等委員)	—
取締役 (監査等委員)	古賀哲夫	株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス トレンドマイクロ株式会社	社外取締役 社外取締役	—
取締役 (監査等委員)	樋口一磨	弁護士法人樋口国際法律事務所	代表弁護士	—

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	八尾紀子	当事業年度に開催された取締役会の19回中19回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の様々な法的事項について適宜発言を行っております。
取締役 (常勤監査等委員)	吉田望	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回出席、また、監査役会には3回中3回出席し、監査等委員会には9回中9回出席し常勤監査等委員としての活動に基づき、必要事項について適宜発言を行っております。なお、稟議書、契約書等重要書類の閲覧、社員への業務状況の聴取並びにその他の重要会議への出席などを通して総合的な見地から監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員)	古賀哲夫	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回出席し、監査等委員会には9回中9回出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等について適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	樋口一磨	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回出席、また、監査役会には3回中3回出席し、監査等委員会には9回中9回出席し主に弁護士としての専門的見地から、当社の様々な法的事項について適宜発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 **EY新日本有限責任監査法人**
 ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査体制、監査実施要領、監査費用の合理性、監査実績等についてそれぞれ必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に規定する解任事由に該当すると判断した場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制についての当社の決定の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役は法令・定款に適合するように社内規程を整備し、取締役及び使用人は法令・定款及び社内規程に準拠した職務の執行をする。

内部監査部門は、取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款及び社内規程に準拠し、適正且つ健全に行われているかを定期的に監査し、代表取締役及び監査等委員会に報告するとともに、改善の必要な事項を指摘し、その改善状況を監視する。

監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、取締役会等の重要会議に出席するなど法令に定める権限を行使し、取締役会が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを内部監査部門、監査法人と連携・協力してその検証に当たる。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制
文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理し、内部監査、監査等委員会監査により定期的にその保管状況について監視する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、経営会議及び取締役会にてそのリスクの検討と対策を行う。内部監査、監査等委員会監査により定期的にリスク管理の状況を監査し、維持、向上に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役は、職務執行の効率性を考慮し、適宜社内規程を改定する。
内部監査部門及び監査等委員会は、内部監査、監査等委員会監査の過程で業務の効率化が図れるものを発見した場合には取締役に提言する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社は、業務の執行状況、財務状況等を定期的に当社に報告するほか、重要事項について当社へ事前協議等が行われる体制を構築する。
- (ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の業務執行に係るリスクに対処するため、子会社を管理する部署を設け、担当取締役とともに総合的に助言、指導を行うほか、内部監査、監査等委員会監査により定期的にリスク管理の状況を監査し、維持、向上に努める。
- (ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社及び子会社を含めた全体の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため、子会社管理の基本方針及び運用方針を作成するとともに、定期的な情報共有体制を構築する。
- (ニ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社は、当社の行動指針並びにコンプライアンス及びリスク管理に関する規程と同等の指針及び規程を制定することを通じ、企業倫理の確立並びにコンプライアンス体制及びリスク管理体制の構築を図る。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人を任命し、必要な事項を命令することができる。
監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、当該職務の遂行においては取締役及び上長の指揮命令を

受けないものとする。また、当該使用人の任免及び人事考課については、監査等委員会の同意を必要とする。

- ⑦ 当社の監査等委員でない取締役及び使用人等、子会社の取締役、監査役、執行役、使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査等委員でない取締役及び使用人等、子会社の取締役、執行役及び使用人等は、当社の取締役会等の重要会議において、業務の執行状況について監査等委員に報告する。また、監査等委員会は、いつでも必要に応じて当社の監査等委員でない取締役及び使用人等、子会社の取締役、執行役及び使用人等に対し業務の執行状況について報告を求めることができる。また、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役及び使用人等は、法令・定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合、遅滞なく監査等委員会に報告する。

当社は、コンプライアンス違反に関する事実についての社内報告体制として「内部通報制度運用規程」を整備・運用しており、内部通報を行ったものに対して、解雇その他のいかなる不利益な取扱いを被らないように保護規定を設けている。

- ⑧ その他監査等委員会監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、当社取締役会その他の重要会議に出席するほか、当社の重要な決裁書類、その他の資料を閲覧する。取締役は、監査等委員会との相互認識と信頼関係を深めるように努めるとともに、監査等委員会と内部監査部門及び会計監査人との連携が図れるよう監査等委員会監査の環境整備に必要な措置をとる。また、監査等委員会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じ会社の費用で法律・会計等の専門家を活用することができる。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

(イ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

取締役は、企業倫理の確立に努め、経営陣・社員一人ひとりに至るまでコンプライアンスの重要性を認識し、周知を徹底する。企業の社会的責任の観点からも、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不測の事態が発生した場合には、警察や弁護士など外部専門機関と連携し、適切に対処する。

(ロ) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

総務部を対応部署として、情報の収集・管理に努め、顧問弁護士や所轄の警察署と個別具体的に相談できる関係を構築する。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努める。また、有効且つ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(5) 内部統制システムの運用の状況の概要

- ① 内部統制システムの基本方針については、当該方針に従い、適切に運用されています。
- ② 取締役会議事録や重要事項に関する稟議書等の取締役の職務執行に関する情報については、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。
- ③ 当社の重要事項について意思決定する際には、経営会議及び取締役会において多面的な審議を行い、損失の危険の管理は適切に行われています。
- ④ 取締役の職務執行について、内部監査室による各部門の内部監査や監査等委員会監査を通じて発見した改善点等について取締役に提言するなど適切に運用されています。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制にかかる基本方針の拡充を行い、適切に運用されています。
- ⑥ 監査等委員の職務を補助すべき使用人の独立性は、基本方針に従い十分確保されています。
- ⑦ 取締役や社内関係部署から、重要な意思決定や職務の執行状況、職務の執行に関する説明、並びにそれらに関する重要な文書の供覧等を通じて、監査等委員が必要とする情報は提供されており、監査等委員への報告は適切に行われています。また、コンプライアンス違反を通報したことによる保護規定を整備しており、適切に運用されています。
- ⑧ 取締役は、監査等委員が当社の監査をするうえで必要十分な情報アクセスができるよう適切な環境整備をしています。
- ⑨ 所轄の警察署や弁護士など外部専門機関と連携する体制ができています。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムは、会計監査人との連携もなされ、適切に整備、運用されています。

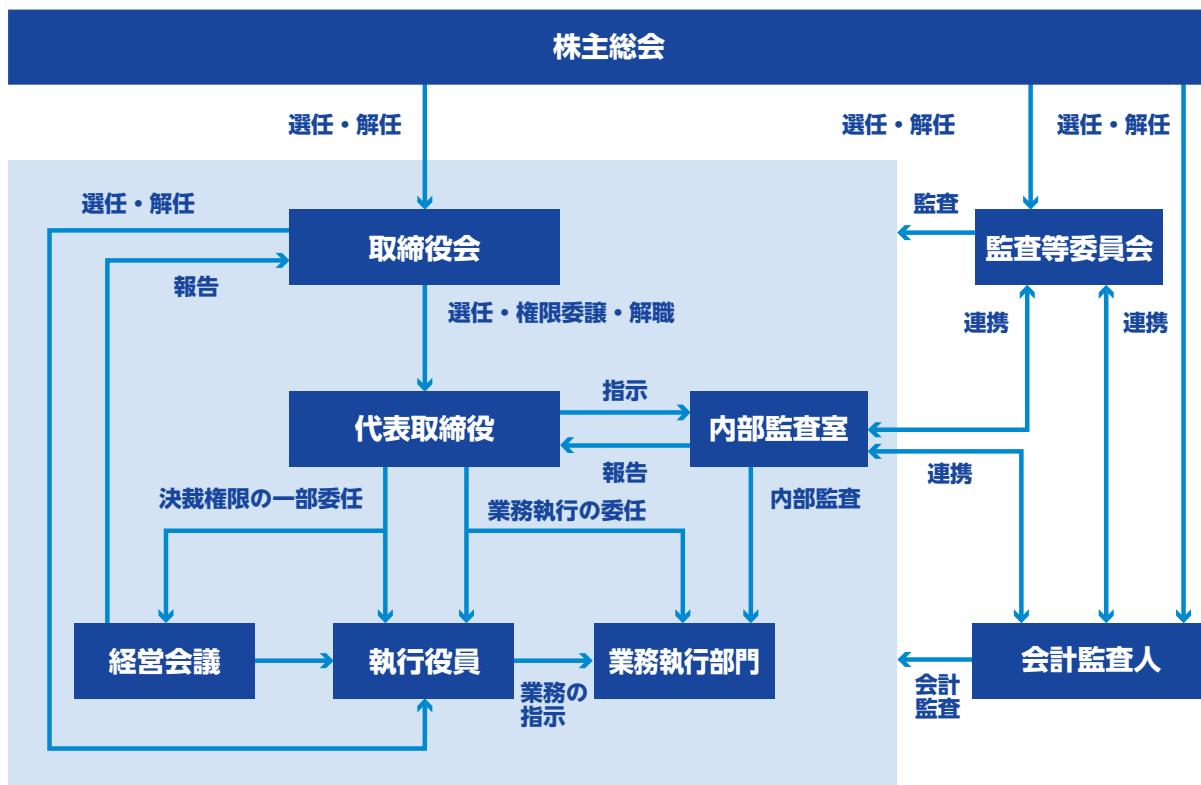
(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入により表示しております。

【ご参考】

- ▶ コーポレート・ガバナンスの状況 (2023年3月31日現在)
〈コーポレート・ガバナンス体制〉



計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	9,336	流動負債	1,698
現金及び預金	3,647	買掛金	435
売掛金及び契約資産	2,025	未払金	800
有価証券	2,000	未払法人税等	391
貯蔵品	1,352	前受金	1
前渡金	53	預り金	17
前払費用	160	契約負債	51
その他	118	その他	1
貸倒引当金	△21	固定負債	0
固定資産	4,324	その他	0
有形固定資産	2,268	負債合計	1,699
建物	55	純資産の部	
機械及び装置	1,803	株主資本	11,824
工具、器具及び備品	247	資本金	630
建設仮勘定	162	資本剰余金	852
無形固定資産	1,272	資本準備金	780
ソフトウェア	861	その他資本剰余金	71
その他	411	利益剰余金	12,340
投資その他の資産	783	利益準備金	5
投資有価証券	276	その他利益剰余金	12,334
出資金	4	繰越利益剰余金	12,334
長期前払費用	122	自己株式	△1,998
繰延税金資産	163	評価・換算差額等	137
敷金	215	その他有価証券評価差額金	137
その他	0	純資産合計	11,961
資産合計	13,660	負債及び純資産合計	13,660

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	12,170
売上原価	8,618
売上総利益	3,551
販売費及び一般管理費	1,709
営業利益	1,841
営業外収益	4
受取配当金	3
その他	0
営業外費用	—
経常利益	1,846
特別利益	474
投資有価証券売却益	474
特別損失	461
減損損失	372
固定資産除却損	22
通信設備除却費用負担金	66
税引前当期純利益	1,858
法人税、住民税及び事業税	637
法人税等調整額	△63
当期純利益	1,285

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

当期

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	630	780	68	5	11,664
当期変動額					
剰余金の配当					△615
当期純利益					1,285
自己株式の処分			3		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	3	-	669
当期末残高	630	780	71	5	12,334

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,023	11,126	154	154	11,281
当期変動額					
剰余金の配当		△615			△615
当期純利益		1,285			1,285
自己株式の処分	24	27			27
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△17	△17	△17
当期変動額合計	24	697	△17	△17	680
当期末残高	△1,998	11,824	137	137	11,961

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等：主として移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 8年～15年

機械及び装置 9年

工具、器具及び備品 3年～15年

無形固定資産：定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

3,220百万円

損益計算書に関する注記

減損損失

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額（百万円）
東京都中央区	遊休資産	無形固定資産 その他	372

（資産のグルーピングの方法）

当社は、主として全社をグルーピングの基礎とし、遊休資産については前記グルーピングから区別してグルーピングを行っております。

（減損損失の認識に至った経緯及び回収可能価額の算定方法）

当社の保有する固定資産のうち、契約管理や他キャリアとのデータ連携など業務システムの更改を進めておりましたが、当期末時点で一部の計画の再策定が必要であることが判明しました。上記の遊休資産について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、回収可能価額を零として評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（千株）	32,000	-	-	32,000

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（千株）	4,040	-	48	3,992

（注）自己株式数の減少は、取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少48千株であります。

3. 配当に関する事項

（1）当事業年度に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	307	11円00銭	2022年3月31日	2022年6月29日
2022年11月4日 取締役会	普通株式	308	11円00銭	2022年9月30日	2022年12月5日

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当

決議（予定）	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	322	11円50銭	2023年3月31日	2023年6月29日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損	30百万円
減損損失	114百万円
その他	83百万円
繰延税金資産合計	228百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△39百万円
その他	△24百万円
繰延税金負債合計	△64百万円

繰延税金資産の純額 163百万円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、資金のうち、運転資金を除く剰余資金の運用に対してのみであることを社内規程にて制限しております。運用の原則として、流動性を確保し、かつ元本の安全性の高い方法を採用しており、主に預貯金または安定性のある金融商品に限定しております。

投資にあたっては、対象の流動性、信用性を勘案し、企業本来の目的を逸脱しない範囲に限定するとともに、信用取引、債券先物取引及び商品先物取引等を行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うことで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券については、銀行や証券会社を取り扱う安定性のある金融商品にて運用しております。

投資有価証券については、主に上場株式及び非上場株式を保有しております。上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されており、非上場株式については、投資先企業の財務状況の悪化などによる減損リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況を把握することで減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	2,264	2,264	—

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	11

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	264	—	—	264
譲渡性預金	—	2,000	—	2,000

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している譲渡性預金は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	売上高
インターネット接続サービス	
ISP	8,865
VNE	1,735
インターネット関連サービス	
manaba	766
その他	803
顧客との契約から生じる収益	12,170
その他の収益	-
外部顧客への売上高	12,170

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社はISP（インターネット・サービス・プロバイダ）事業として個人または法人向けにインターネット接続サービス及びインターネット関連サービスを提供しており、以下のとおり収益を認識しております。

- ・インターネット接続サービス
(ISP「ASAHIネット」)

主に光インターネット接続サービスについては、契約者へのインターネット接続サービスを契約期間にわたって提供しているため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。当サービスの提供に係る対価は、収益を認識した時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なおインターネット接続サービスのうち、当社が代理人に該当すると判断した一部の取引については、純額で収益を認識しております。また、キャッシュ・バック等の顧客に支払われる対価については、取引価格から減額し、契約期間に期間按分して収益を認識しております。

- (VNE「v6コネクト」)

主にVNO事業者に対して提供している、NTT東西が提供するフレッツ光を使ったIPoE方式によるIPv6インターネット接続サービスについては、契約者へのインターネット接続サービスを契約期間にわたって提供しているため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。当サービスの提供に係る対価は、収益を認識した時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

- ・インターネット関連サービス

主に教育支援サービス「manaba」については、契約者へLMS（ラーニング・マネジメント・システム）等の教育支援のソリューションサービスを契約期間にわたって提供しているため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。当サービスの提供に係る対価は、収益を認識した時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,992
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,997
契約資産（期首残高）	22
契約資産（期末残高）	28
契約負債（期首残高）	68
契約負債（期末残高）	51

一部のインターネット接続サービスの収益については、サービス提供開始当初の利用料が無料となることから、契約資産を認識しています。顧客にサービスが移転した時点で、契約資産に認識された金額が営業債権に振り替えられます

契約負債は、教育支援サービス「manaba」にかかる契約者からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は68百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の開示を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 427円08銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 45円92銭 |

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2023年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

1. 自己株式の取得に係る決議内容

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図り、株主還元を充実させるとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため自己株式を取得するものです。

(2) 取得の内容

- 取得する株式の種類 当社普通株式
- 取得する株式の総数 330,000株
- 取得価額の総額 195百万円
- 取得予定日 2023年5月11日
- 取得方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け

2. 自己株式の取得結果

上記買付による取得の結果、2023年5月11日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により当社普通株式330,000株を195百万円で取得し、当該決議に基づく自己株式の取得を終了いたしました。

独立監査人の監査報告書

2023年5月29日

株式会社朝日ネット
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴野正成
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野田裕一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社朝日ネットの2022年4月1日から2023年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月30日

株式会社朝日ネット 監査等委員会

常勤監査等委員 吉田 望 ㊟

監査等委員 古賀哲夫 ㊟

監査等委員 樋口一磨 ㊟

(注) 常勤監査等委員吉田望、監査等委員古賀哲夫及び監査等委員樋口一磨は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

1. 2024年3月期 業績予想

2024年3月期の業績予想についてご説明いたします。

2024年3月期は「ISP・VNE・manaba それぞれの収益増加に向け具体的な成果を積み上げる」と方針を掲げました。ISP「ASAHIネット」は「光コラボ」やフレッツサービスを軸としたFTTH接続サービスとモバイル接続サービスの契約数増加、VNE「v6 コネクト」は毎年増加するトラフィックと通信品質の取り組み、教育支援サービス「manaba」は教育の質保証を実現するためのLMS機能の開発に取り組みます。この方針のもと、売上高は12年連続の過去最高売上高の更新、営業利益は過去最高益を目指します。

(単位：百万円)	23/3期	24/3期 (予想)	増減額	増減率
売上高	12,170	12,600	430	3.5%
営業利益	1,841	2,000	159	8.6%
経常利益	1,846	2,000	153	8.3%
当期純利益	1,285	1,400	114	8.9%
1株当たり当期純利益	45円92銭	49円99銭	—	—

2. 株主還元計画

当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

この利益還元の方針を踏まえ、2024年3月期の配当金は中間配当で11円50銭、期末配当で11円50銭、年間23円を計画しております。今後も状況を踏まえながら適切に判断をまいります。

(単位：百万円)	20/3期	21/3期	22/3期	23/3期	24/3期 (予想)
当期純利益	1,150	1,301	1,255	1,285	1,400
1株当たり配当金	18円50銭	19円50銭	21円00銭	22円50銭	23円00銭
配当性向	45.2%	41.8%	46.7%	49.0%	46.0%

3. 事業の計画

ISP「ASAHIネット」の計画

- ▶ 契約数の増加に向けて会員獲得チャンネルを強化



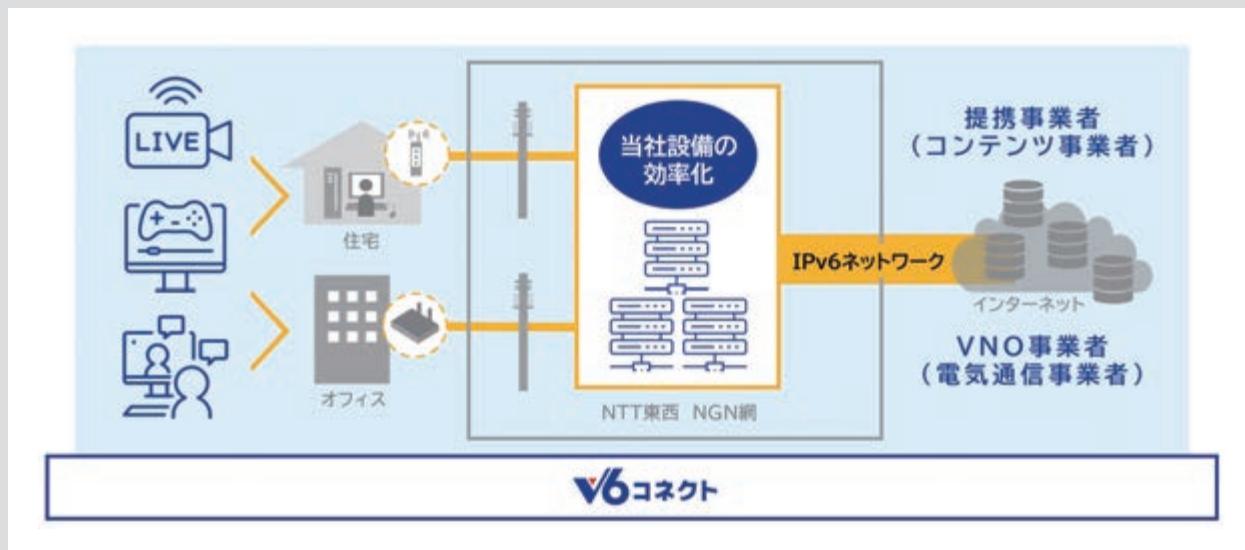
2024年3月期の施策についてサービス別にご説明致します。

自社で運営するISP「ASAHIネット」は2023年3月末時点でFTTH（光接続）455千ID、モバイル接続47千IDの契約者にインターネット接続サービスを提供しております。2023年3月期は第三者機関のランキング「RBB TODAY ブロードバンドアワード2022」と「RBB TODAY テレワークアワード2023」のプロバイダ部門で総合満足度1位を獲得しました。ブロードバンドアワードは9年連続受賞、テレワークアワードは3年連続受賞となります。

「ASAHIネット」の売上高は、FTTH接続サービス及びモバイル接続サービスの契約数に比例して増加します。2024年3月期は契約数の増加に向けて3つの会員獲得チャンネルの強化に取り組みます。1点目はNTT東西と協業するNTTチャンネルの強化です。2点目は広告宣伝費や販売促進費を投下することで当社Webサイトで見込顧客を獲得するWebチャンネルの強化です。3点目は当社が得意とする法人会員の強化です。お客様に満足いただくための通信品質・価格・サポート面を向上させることでお客様の取り組みを支援してまいります。

VNE 「v6 コネクト」 の計画

- ▶ 提携事業者との協業関係とネットワーク設備の効率化



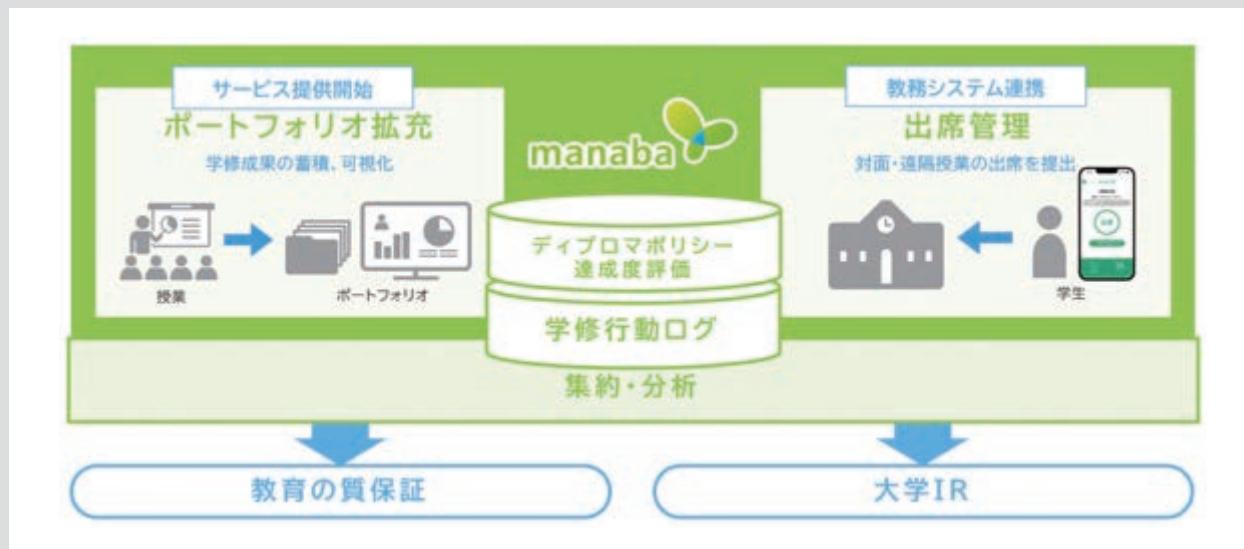
「v6 コネクト」はNTT東西のNGN網と相互接続するIPv6ネットワークを用いたインターネット接続サービスをVNO事業者（電気通信事業者）へ卸提供するサービスです。2019年3月期からサービスを開始し、2023年3月末現在では累計12社へサービスを提供しております。

2024年3月期は引き続き提携事業者との協業関係を維持すること及び新たなVNO事業者との提携拡大に注力して取り組みます。「v6 コネクト」はVNO事業者が利用した通信量に応じて利用料が発生するサービスです。インターネット上で中継されるスポーツイベントの視聴やオンラインゲームのアップデート等によるダウンロードされたコンテンツの利用は将来に向けて増加すると予想しております。

当社は今後も増加するトラフィックに向けてネットワークの設備の拡張を進めてきました。2024年3月期はNTT東西のNGN網と相互接続しているIPv6ネットワークの構成を一部見直すことにより、従来よりも費用の増加を抑えながら取り扱いトラフィック量を増やす取り組みを進めます。

教育支援サービス「manaba」の計画

- ▶ 文部科学省が求める「教育の質保証」を実現するサービス開発や提案を継続



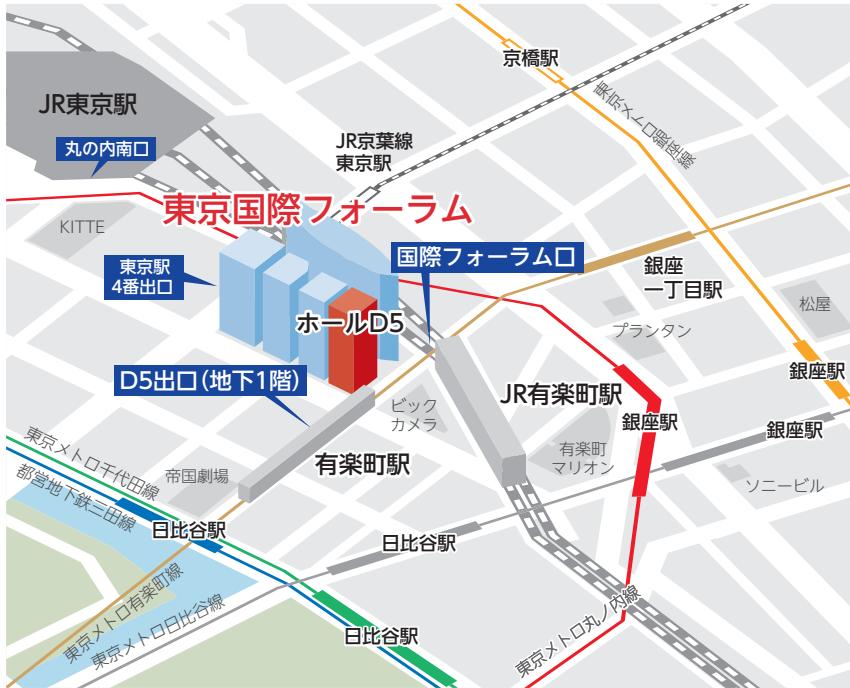
「manaba」は当社が開発、販売、サポートを行うクラウド型アプリケーションサービスです。LMS（ラーニングマネジメントシステム）としての役割に加え、教務システムや認証システム等の学内システムや外部教材とも連携し、教育支援のソリューションを広範囲に提供しております。教育機関のうち主に大学で利用されており、2023年3月末には契約ID数が818千ID、全学導入校数が100大学となっております。

2024年3月期は文部科学省が大学に求める「教育の質保証」を実現するためにサービス強化や提案を行います。ポートフォリオを拡充したことで大学の利用が促進され、manabaとして具体的な活用事例を収集します。出席管理サービスは教務システムとの連携を開始しました。

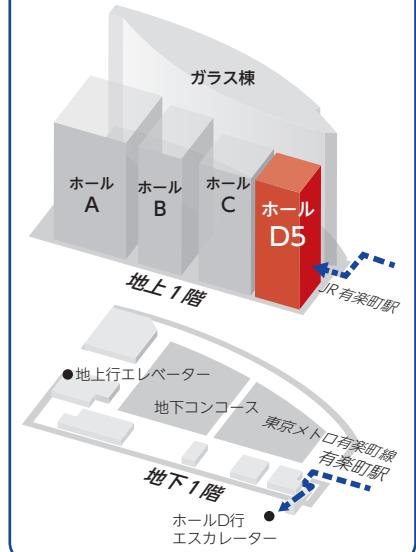
「教育の質保証」といえば「manaba」と言われるよう、これらの取り組みを深化させることにより、「manaba」が多様な学びを支えるサービスとして大学教育へ貢献してまいります。

株主総会 会場ご案内図

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 東京国際フォーラム ホールD5



東京国際フォーラム 施設ガイド



交通手段のご案内

JR山手線 京浜東北線 **有楽町駅**

国際フォーラム口より徒歩3分

東京メトロ 有楽町線 **有楽町駅**

D5出口より地下1階にて連絡 徒歩3分

有楽町以外の最寄りの駅

JR東京駅 丸の内南口より徒歩5分
(京葉線・東京駅4番出口より地下1階にて連絡)

東京メトロ	日比谷線	日比谷駅	徒歩5分	銀座線	徒歩6分
	銀座線	銀座駅	徒歩7分	京橋駅	徒歩7分
	千代田線	日比谷駅	徒歩7分		
	丸ノ内線	銀座駅	徒歩5分		
都営地下鉄	三田線	日比谷駅	徒歩5分		



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。